

【質問項目】 複合災害時の避難および屋内退避に関する情報伝達について

- ① 複合災害となった場合の情報の伝達、集約、発信はどのように行われるのか。国・県・市町村の役割とそれぞれが判断すること、その共有方法などは、どのように構築されているのか。
- ② 地震が発生して津波警報が発令し、避難移動中に原発事故が発生した場合には、その情報をどのように受け取って、避難の切り替えをどのように行うのか。

【回答】

①

国・県・市町村は、多重化された専用回線による情報共有システムで結ばれており、それぞれの情報は一元化されております。国を中心とした現地対策本部「茨城県原子力オフサイトセンター」等で情報が整理され、政府本部と原子力災害対策本部の合同会議で判断された事項（避難指示など）は、国・県・市町村のそれぞれから同一の内容で速やかに情報発信いたします。

②

災害情報や避難等の指示などの情報伝達手段については、防災行政無線、テレビ・ラジオ、ホームページ、スマートフォンアプリ、広報車等を広報対象及び内容に応じて効果的・効率的に活用してまいります。

また、複合災害が発生した場合において自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合や、当該自然災害による家屋の損壊等屋内での滞在の継続が困難な事態となった場合には、当該自然災害に対する避難行動を、原子力災害に対する避難行動よりも優先させ、人命の安全確保を最優先とすることを原則としております。